

・休校延長を決定している市区町村（4/23 現在）

・練馬区

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京都練馬区は、保育園への「登園自粛」要請を6月末まで延期する方針を決めた。

・八潮市

令和2年度八潮市立小・中学校の授業日について、令和2年4月13日現在、次のとおりとします。

- ・第1学期の授業日は、令和2年8月7日（金曜日）までとします。
- ・第2学期の授業日は、令和2年8月18日（火曜日）から開始とします。

注記、今後の状況に応じて、方針の変更もあります。

・熊本市

市立の小中高校と特別支援学校、幼稚園の休校措置を5月31日まで延長するよう市教育長に要請

・大府市（愛知県）

市立の小中学校の休校期間を5月31日までさらに延長
夏休み中の補習や行事の縮小などで不足する授業時間を確保する

・大津市（滋賀県）

5月6日まで臨時休校・休園としていた市内の市立小中学校と幼稚園について、
休校・休園の期間を5月31日まで延長すると発表した。

・那須塩原市

22日までの予定で再休校している市内30の全小中学校の休校期間を5月31日まで延長すると発表
休校で不足する授業時間については、夏季、秋季休業の短縮や土曜授業の実施で補う方針

・岐阜市

市立の幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校の臨時休校を5月31日まで延長すると発表

・愛知県

愛知県は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた県内の小中高校などの臨時休校について、
5月6日までの要請期間を延長する方針を固めた。同月末ごろまでの延長を検討しており、
決まり次第、県立高校や特別支援学校に伝え、各市町村教委にも通知する。

・休校延長を決定している市区町村（4/24 追加）

・愛知県（更新）

県内の小中学校、高校などの臨時休校要請を期間について、5月末まで延長すると正式に表明

・豊田市

市立小中学校 令和2年5月31日（日曜日）まで 小学校のみ自主登園
保護者に対し自粛を要請しながら、これまでどおり午前8時30分から午後3時まで実施します。

・草津市

幼稚園・認定こども園（教育認定）、草津市立小学校・中学校の臨時休園、
臨時休校期間を5月31日まで延期します。

・栗東市

本市では、県下及び隣接市において、依然多くの感染者が報告されていることから、
5月6日までを目途としてきた今回の一斉休校を5月31日（日曜日）まで延期いたします。

・館林市

本市の小中学校におきましては、
下記のとおり一斉に臨時休校を延長することとなりましたのでお知らせします。
5月7日（木曜日）～5月31日（日曜日）

・現時点で休校延長を決定している市区町村（4/28追加）

・練馬区

区立小中学校および区立幼稚園は、5月10日（日曜）まで休業
ただし、区立幼稚園の預かり保育は、感染防止対策を講じ、登園自粛を強く要請した上で実施

・板橋区

5月10日（日曜）まで区立幼稚園・小中学校の臨時休業を延長
5月11日（月曜日）以降の対応については、5月7日又は8日に「板橋区学校等緊急連絡メール」および区ホームページでお知らせ

・文京区

5月10日（日曜）まで区立小・中学校、幼稚園は、臨時休校（園）
文京区内の保育園は6月30日まで原則「臨時休園」
どうしても保育を必要とするご家庭については、業種等を問わず各園で「緊急特別保育」の実施を継続

・足立区

学校再開 5月11日（月曜日） 小学校・中学校共通

・北区

区立小中学校は5月7日、8日については臨時休業
5月11日（月曜日）より再開予定
新たに国や都の方針が示された場合は速やかに区の方針を決定し区のホームページに掲載

・葛飾区

幼稚園・小学校・中学校を5月8日（金曜日）まで臨時休業を再延長
5月11日（月曜日）以降については改めてお知らせ

・墨田区

区立幼稚園及び区立小中学校では、5月7日（木曜日）及び8日（金曜日）に登園、登校しない日とする
5月11日（月曜日）以降の実施については、後日お知らせ

・江東区

区内認可保育園を5月31日(日曜日)まで臨時休園期間を延長

・千代田区

ゴールデンウィーク明けの5月7日・8日については区立学校・幼稚園・こども園は引き続き休業とし、
幼児・児童・生徒に登校させない日とする

・荒川区

5月7日（木曜）及び5月8日（金曜）については引き続き臨時休業期間
5月11日（月曜）以降については国の緊急事態宣言の動向や都の動向を踏まえ、
学校情報配信システム及び区ホームページにて改めてお知らせ

・埼玉県

国の緊急事態宣言の取扱い方針が決定される前ではあるものの、県として5月31日まで臨時休業を延長することを決定
各市町村に対しても同様の措置を取るよう要請

・新座市

埼玉県の要請を踏まえ、市立小中学校を5月31日日曜日まで休校延長を決定

・所沢市

5月6日(水曜)までの予定であった臨時休業を5月31日(日曜)まで延長し、現時点では、再開は6月1日(月曜)を目途すると発表

・印西市

臨時休校期間の延長を決定
5月31日（日曜日）まで延長（状況により臨時休校期間を短縮する場合もあり）

・ **佐倉市**

小・中学校は5月7日以降も引き続き休校措置をとることを決めた
期限については、国、県の新たな方針が示された後、生活圏における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、改めてお知らせする

・ **群馬県**

5月7日に再開予定だった県立の高校や中等教育学校、特別支援学校の休校期間を5月末まで延長すると発表
県内の市町村立の小中学校についても足並みをそろえるよう、各市町村に要請

・ **太田市**

市立小中学校43校と市立太田高の5月末までの休校延長を発表

・ **神戸市**

神戸市教育委員会は市立学校園の休校措置を、5月31日まで延長することを決めた

・ **西宮市**

5月7日以降も市立学校園の臨時休業を継続
臨時休業期間：5月7日（木曜日）～31日（日曜日）

・ **奈良市、生駒市、桜井市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町（奈良県）**

小中学校と幼稚園の休校を5月末まで延長することを決めた

・ **四日市市、桑名市、木曾岬町、川越町、菟野町（三重県）**

公立の小中学校の臨時休校と公立の幼稚園や認定こども園の臨時休園の期間を5月31日まで延長することを決めた
小中学校の授業時間を確保するため、菟野町をのぞく2市2町は1学期を7月31日まで延長するとともに、
夏休みの期間を8月1日から23日までに短縮し、翌24日から2学期を開始する予定

・ **広島市**

広島市は県の方針に従い、市立の幼稚園、小・中・高校などの臨時休業期間を5月31日まで延長することを決定

休校延長を決定している市区町村(5/1追加)

北九州市

市立の全小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・高等専修学校・幼稚園・高等理容美容学校
休校期間: 令和2年4月6日から令和2年5月10日まで

福岡市

教育委員会会議において臨時休業の延長を決定
市立小学校・中学校・特別支援学校・高等学校
5月7日(木)及び5月8日(金)の2日間

豊前市

市立小中学校についても、県立学校における対応を踏まえ「5月7日及び8日を臨時休業」とする
5月11日(月)以降の学校再開については、詳細が決まり次第改めてお知らせする

宮城県富谷市

市立の全13小中学校と2幼稚園の一斉休校休園を、同20日まで延長すると発表。
不足する授業時間の確保を図り、夏休みを通常の32日間から12日間(8月8～19日)に短縮。

仙台市

全ての市立学校(189校)、あきう幼稚園
臨時休業 期間 5月31日(日)まで延長
※始業式は 原則として6月1日 に実施
※入学式は6月1日以降の日程で別途開催予定

茨城県

県立学校については5月31日(日曜日)まで臨時休業します。
茨城県教育委員会は市立小学校・中学校の臨時休校期間の延長を要請。

神栖市

臨時休校期間を5月31日(日曜日)まで延長し、入学式と始業式を中止。
臨時休校期間中に学校規模などに応じて分散登校日を週に一回設定。
夏季休業期間の日程を8月8日(土曜日)から8月16日(日曜日)に変更。

土浦市

土浦市立小学校・中学校・義務教育学校は、5月31日(日)まで臨時休校

古河市

5月7日に予定していた市立小中学校の休校を5月31日(日曜日)まで延長
※学校再開日は、「6月1日(月曜日)」となります

兵庫県

5月6日までとしていた県立学校(高校、特別支援学校など)の臨時休校期間について、
同31日まで延長すると決めた。
神戸、尼崎、姫路、明石、加古川、高砂、たつの、赤穂、丹波市なども同様に、
小中学校などの休校を5月末まで延長することを決定。
夏休みについて明石市は8月8～16日に、加古川市が同1～16日にそれぞれ短縮。

埼玉県

県立学校の臨時休校を5/31まで延長

浦和市

市立学校の臨時休業期間を令和2年5月31日(日)まで延長。

和光市

市立小中学校の臨時休業の延長期間を決定
令和2年5月7日(木曜日)～5月31日(日曜日)

川越市

市立学校の臨時休業の延長期間を決定
令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)

ふじみ野市

市内小・中学校休業を5月31日(日曜日)まで延長

さいたま市

市立学校において実施している臨時休業を令和2年5月31日(日)まで延長

日高市

小中学校を令和2年5月31日(日曜日)まで臨時休業を延長
6月1日(月曜日)から学校を再開し、入学式および始業式を行う予定

岡山県

全ての県立学校における臨時休業の期間を5月7日(木曜日)から5月31日(日曜日)まで延長

長野県

5月6日までとしていた県立学校の臨時休業の期間を5月10日まで延長することを決定